

令和2年6月10日

各中学校剣道部顧問 様

埼玉県中体連剣道専門部部長 中島 俊幸

〃 委員長 中村 孝

「対人稽古自粛のお願い」の解除について

日頃より各校剣道部顧問の先生方には専門部の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全日本剣道連盟は、6月4日付で「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドラン」を公表し、6月10日をもって「対人稽古自粛のお願い」を解除することとなりました。

つきましては、各校において対人稽古を再開する場合は、全剣連のガイドラインを遵守した上で、学校や地域、稽古場所の特性、参加者の状況等に十分配慮して実施するようお願いいたします。

なお、剣道専門部として特に下記の内容について、各校で周知徹底をお願いし、感染拡大予防に努めていきたいと考えていますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 感染拡大防止のために

○面マスク（全剣連HPを参照）を必ず着用する。

- ・市販のマスクでも可。密閉性の高い医療用マスクは避ける。

○シールドの装着を強く推奨する。

- ・シールドは、眼、鼻、口を覆うのであれば、一体型（一枚）でも、複数枚を組み合わせるものであってもよい。例：アイガード・剣道マスク等

○元立ち間の間隔を2メートル以上とる。

- ・3密を避けるためにも稽古時においても一定の距離を保つ。

2. その他

○熱中症対策の徹底

- ・面マスク及びシールドの着用によりかなりの暑さが予想される。適時休憩を取りこまめに水分補給をさせるなどの対策を図る。また、常に生徒の体調を把握し、無理はさせない。なお、水分補給時のコップ等の使い回しはさせない。

○段階的な稽古の実施

- ・3ヶ月以上稽古を自粛していたことから体力の低下が考えられるので、直ぐに面をつけての稽古は行わず、生徒の状況に合わせ、最初は素振りや足捌きの練習に重点を置き、徐々に負荷をかけていくような無理のない計画を立て実施する。

○合同稽古・練習試合等の禁止

- ・県中体連通知文「本連盟主催の各専門部講習会及び強化練習会は7月24日まで中止とする。」に準じて禁止とする。